

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む。)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)				国と地方協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)		内閣府整理 理由等	内閣府整理 理由等	
					担当省庁 目録	関係法令	対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等			
79	次世代自動車・スマートエネルギー特区	ハイパーエネルギーステーションの普及	ガソリン、軽油、天然ガスに加え、電気自動車(EV)用の電気の充電や水素燃料電池自動車(FCV)用の水素の充電可能なハイパーエネルギーステーションを設備する。	急速充電器本体価格の1/2(上限150万円)を補助(拡充)。工事費、認証システム設置費について補助拡充を求める。	自動車課		C	既に、経済産業省では、平成21年度より急速充電設備の本体価格の一部を補助する制度を実施しているところ。これまでの支援により、量産効果等による価格低減が進むとともに、設置基数も着実に増加している。このように現在の支援水準により着しく急速充電設備の設置・普及が進んでいる状況にはなく、現時点では当該措置の拡充は想定していない。	C	ハイパーエネルギーステーションの整備については、目標としている100ヵ所のうち大半が中規模以下の事業者が主体となること、国の目標を大きく上回るペースで急速充電器を設置が必要となること2点から、現状の支援内容では地域の政策課題に向けて設定した目標の達成が困難と考えられる。例えば「整備主体の経営規模を助長すること」「自治体による協賛補助とすること」「自治体の知見等を活用した必要経費の適正な見積りと検査を実施すこと」等、工事費を対象とした補助制度を整備するために必要な条件について検討し、ご提供いただきたい。		工事費を対象とした補助制度の整備するための条件について引き続き協議を行う。	Ⅲ
80	次世代自動車・スマートエネルギー特区	ハイパーエネルギーステーションの普及	ガソリン、軽油、天然ガスに加え、電気自動車(EV)用の電気の充電や水素燃料電池自動車(FCV)用の水素の充電可能なハイパーエネルギーステーションを設備する。	補助率、上限額の引上げ(補助率1/4⇒8/10、上限額750万円程度⇒2,400万円)を求める。	石油流通課 新エネルギー課(合議)、情報通信機器課(合議)		C	今回の東日本大震災では、SSにおいて太陽光発電システムが有効に稼働しなかった例があることを踏まえ、災害時のエネルギー供給拠点という観点からは、太陽光発電システムの設置を支援することは最適ではないと考えたため、いただいたご提案とおりの対応はできない。なお、SSに準じた制度ではないが、再生可能エネルギーの導入拡大や電力利用の効率化等の観点から、自家消費型の太陽光発電システムについての補助制度を来年度から新規で要求しているほか、定置用リチウムイオン電池の導入についての補助を行う制度が既に存在しており、これらを活用することは可能である。	b	ハイパーエネルギーステーションの整備については、「災害時のバックアップ電源等災害対応」と「低炭素化」の両立が必要であると考える。「災害対応」のためには、現行制度で支援が得られるのであれば了解する。太陽光発電設備や蓄電池の設置については、ご提案の平成24年度予算要求に盛り込まれている制度を検討していくが、主にSSの低炭素化のための太陽光発電設備や蓄電池の設置に対する支援について、検討していただきたい。平成24年度予算の執行にあたっては、地域のSS事業者が事業の奨励、奨励に十分期待されるよう、予算成立後、速やかに制度の具体的な内容を明らかにするとともに、事前相談等に各担当課が連携して前向きに対応していただくことをお願いしたい。		・災害対応のための発電機に対する補助制度について、引き続き協議を行う。 ・経済産業省において、太陽光発電システムに依存する補助制度が存在していることから、SSの低炭素化についても同様の支援が可能であるか、引き続き協議を行う。	Ⅲ
81	次世代自動車・スマートエネルギー特区	ハイパーエネルギーステーションの普及	ガソリン、軽油、天然ガスに加え、電気自動車(EV)用の電気の充電や水素燃料電池自動車(FCV)用の水素の充電可能なハイパーエネルギーステーションを設備する。	工事費の補助の創設を求める。補助率9/10、上限額3億6,000万円(ONGスタンドの建設費に対する補助制度の前設時と同様)。	燃料電池推進室・自動車課(合議)		C	水素充填設備の設置に対する支援については、燃料電池自動車の本格導入や、水素ステーションの全国展開を踏まえて今後検討する必要があると考えているが、今後の支援策は今まに行っている研究開発や実証事業の結果を基に検討していくべきであり、現時点で対応することはできない。	b	燃料電池自動車の本格導入や、水素ステーションの全国展開を踏まえての検討では、支援策に必要な予算が2015年までに措置されないおそれがある。整備の決定から開業まで1年以上かかることを考えると、2015年から地域において水素ステーションを運営するには、2013年には支援内容が決定している必要があることから平成26年度予算要求について検討していただきたい。		2015年の燃料電池自動車・水素ステーションの普及開始と設置補助との両立について引き続き協議を行う。	Ⅲ

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(再書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【再書面協議】(7/31時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)		国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(7/31時点) (対応 a:了解、b:条件付き了解、c:受け入れられない、d:その他)		内閣府再整理 I~V I:実現が可能となったもの II:平成25年度概算要求等の検討がなされたもの IV:見解の相違から協議を一旦終了したもの V:自治体が再検討又は取り下げたもの等	
					対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		内閣府再整理(コメント欄) (7/31時点)
79	次世代自動車・スマートエネルギー特区	ハイパーエネルギーステーションの普及	ガソリン、軽油、天然ガスに加え、電気自動車(EV)用の電気の充電や水素燃料電池自動車(FCEV)用の水素の充電可能なハイパーエネルギーステーションを整備する。	急速充電器本体価格の1/2(上限150万円)を補助(拡充)。工事費、認証システム設置費について補助拡充を求める。	C	さいたま市において掲げている急速充電器設置に関する目標について、当該目標設置数の必要性及び設定根拠や、具体的などのような負担等により達成が困難となっているのか示されていないため、支援水準の引き上げに関する妥当性の検証を十分に行うことが出来ない。他地域においては、急速充電器の着実な普及が進んでおり、日本全国では約1000基の設置が行われているところ、当該地域において特に普及が困難である根拠をお示しいただきたい。	b	支援水準の引き上げに関する妥当性の検証に必要な情報等について精査を行うとともに、工事費を含め地域のSSが充電器を設置するために必要な支援内容について検討を進めるので、再度協議させていただきたい。	経済産業省から、ハイパーエネルギーステーションが普及しない根拠を指定自治体が再度検討すべきであるとの見解が示され、これについて指定自治体が了解していることから協議終了。指定自治体は根拠について引き続き検討の上、秋頃までに再度協議を行うものとする。	V
80	次世代自動車・スマートエネルギー特区	ハイパーエネルギーステーションの普及	ガソリン、軽油、天然ガスに加え、電気自動車(EV)用の電気の充電や水素燃料電池自動車(FCEV)用の水素の充電可能なハイパーエネルギーステーションを整備する。	補助率、上限額の引上げ(補助率1/4⇒8/10、上限750万円程度⇒2,400万円)を求める。	C	前回回答した通り、今回の東日本大震災では、SSにおいて太陽光発電システムが有効に稼働しなかった例があることを踏まえ、災害時のエネルギー供給源という観点からは、太陽光発電システムの設置を支援することは最速ではないと考えられるため、いたたいたご提案どおりの対応はできない。ただし、上記の観点から、現行の自家発電機の設置の支援を活用することは可能である。また、SSの低炭素化のための太陽光発電設備や蓄電池の設置については、自家消費型の太陽光発電システムや定置用リチウムイオン蓄電池の導入についての現行の補助制度を活用していただきたい。	a	担当省庁から、災害対応のための自家発電機の設置並びにSSの低炭素化のための太陽光発電設備や蓄電池の設置については、現行の補助制度を活用することが可能との回答があったため、それらの活用によるハイパーエネルギーステーションの普及について推進することとする。必要に応じて、適宜相談等には対応いただきたい。	経済産業省から、災害対応のための自家発電機の設置並びにSSの低炭素化のための太陽光発電設備や充電設備の設置については、現行の自家発電機の設置支援の活用により対応可能との見解が示され、指定自治体も同意したことから協議終了。ただし、要望が実現できないことが明らかとなり、指定自治体が再協議を希望する場合は経済産業省と改めて協議を行うものとする。	I
81	次世代自動車・スマートエネルギー特区	ハイパーエネルギーステーションの普及	ガソリン、軽油、天然ガスに加え、電気自動車(EV)用の電気の充電や水素燃料電池自動車(FCEV)用の水素の充電可能なハイパーエネルギーステーションを整備する。	工事費の補助の創設を求める。補助率9/10、上限額3億6,000万円(CNGスタンドの建設費に対する補助制度の創設時と同様)。	A	水素充填設備の設置に対する支援については、燃料電池自動車の本格導入や、水素ステーションの全国展開を踏まえ今後検討する必要があると考えているが、今後の支援施策はこれまでの研究開発や実証事業の結果を踏まえて検討していくべきであり、2015年以降の燃料電池自動車の普及見直し、水素ステーションのビジネスとしての成立ち及び適正な官民の役割分担の観点も踏まえ、現在検討を行っているところ。	a	2015年からの燃料電池自動車の普及開始に向けて、水素ステーションを先行整備する必要があることから、早期に今後の支援施策について明らかにしていただきたい。また、平成25年度の概算要求については準備を進めたいので、適宜相談等には対応いただきたい。	経済産業省から、水素スタンドの建設に関する補助について検討する旨の見解が示され、今後、指定自治体の要望の実現に向け対応することについて指定自治体が了解しているため協議終了。経済産業省は、概算要求に向け、指定自治体と適宜情報交換等を行い対応すること。	II

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)				国と地方協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)		内閣府整理 (4/3時点)	内閣府整理 (1-3)	
					関係省庁 担当課	関係法令	対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等			
82	次世代自動車・スマートエネルギー特区	ハイパーエネルギーステーションの普及	ガソリン、軽油、天然ガスに加え、電気自動車(EV)用の電気の充電や水素燃料電池自動車(FCV)用の水の充電が可能なハイパーエネルギーステーションを整備する。	ハイパーエネルギーステーションの運営経費に対する補助(設置当初5年間を期限)の創設を求める。	燃料電池推進室・自動車課			C	過去における同様事業に対して運営経費を支援したことが国への継続的な依存に対する期待を促してしまふも当該事業の自立化の進展に繋がらなかった事例を勘案し、事業者の努力によりステーションの早期の自立的運営を促すためには、運営経費の支給以外の方法を考える方が得策であるとの判断により、いただいたご提案とおりの対応はできない。	b	水素ステーションの設置には、その事業決定から1年を超える期間を要することから、地域における2015年の開業に向けては2013年の事業決定が必要と考えている。その事業決定のためには、設置主体の経営判断の材料として国の支援が重要な要素となることから、2013年からの運用に向けて「運営経費の支援以外の方法」の具体的な内容を明らかにするとともに、4次都市圏を中心に、事業者による設置の意向等を十分に踏まえた予算措置を求める。	運営経費以外の方法について、その具体的な内容の提示を含め、引き続き協議を行う。	Ⅲ
84	次世代自動車・スマートエネルギー特区	スマートホーム・コミュニティの普及	太陽光発電システム、水素燃料電池等を備え、地域でVを共有し車電池としても活用するスマートホームが立ち並ぶ街区を整備し、街区内の住戸間がエネルギーを共有し合うエネルギー的に災害に強い街づくりを推進する。	地域エネルギーマネジメントシステム構築に要する費用(監視・制御機器等)を対象に、上限額1億円の交付金の創設を求める。	国土交通省市街地整備課			B	さいたま市が提案するスマートホーム・コミュニティの普及のうち、地域エネルギーマネジメントシステム構築にかかる計画策定等については、既存制度である国土交通省所管の先導的都市環境形成促進事業費補助金交付要綱(平成20年4月1日国土交通省都市・地域整備局長通知)に準拠して実施する。また、先導的都市環境形成促進事業費補助金交付要綱(平成20年4月1日国土交通省都市・地域整備局長通知)に準拠して実施する。	a	-	I	
84	次世代自動車・スマートエネルギー特区	スマートホーム・コミュニティの普及	太陽光発電システム、水素燃料電池等を備え、地域でVを共有し車電池としても活用するスマートホームが立ち並ぶ街区を整備し、街区内の住戸間がエネルギーを共有し合うエネルギー的に災害に強い街づくりを推進する。	地域エネルギーマネジメントシステム構築に要する費用(監視・制御機器等)を対象に、上限額1億円の交付金の創設を求める。	産工庁推進室			C	導入段階にある家庭エネルギーマネジメント、ビルエネルギーマネジメントと異なり、地域エネルギーマネジメントシステムは施設設備で技術が確立しておらず、現時点では市販もされていないため、導入補助対象とすることは困難。	a	-	I	

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(再書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【再書面協議】(7/31時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む。)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)		国と地方の協議【再書面協議】指定自治体の回答(7/31時点) (対応 a:了解、b:条件付き了解、c:受け入れられない、d:その他)		内閣府再整理 1~V I:実現が可能となったもの II:平成25年度概算要求等の検討がなされたもの IV:見解の相違から協議を一旦終了したもの V:自治体が再検討又は取り下げたもの等	
					対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
82	次世代自動車・スマートエネルギー特区	ハイパーエネルギーステーションの普及	ガソリン、軽油、天然ガスに加え、電気自動車(EV)用の電気の充電や水素燃料電池自動車(FCEV)用の水素の充電が可能なハイパーエネルギーステーションを整備する。	ハイパーエネルギーステーションの運営経費に対する補助(設置当初5年間を期限)の創設を求める。	C	前回答した通り、過去における同様事業に対して運営経費を支援したことが国への継続的な依存に対する期待を促してしまい必ずしも当該事業の自立化の進展に繋がらなかった事例を鑑み、事業者の努力によりステーションの早期の自立的運営を促すためには、運営経費の支援以外の方法が得策であるとの判断により、いただいたご提案どおりの対応はできない。 なお、運営経費以外に係る施策については現在検討しているところ。	b	設置主体の経営判断の材料として国の支援が重要な要素となることから、「運営経費の支援以外の方法」の具体的な内容について早期に結論を出し、4大都市圏を中心に、事業者による設置の意向等を十分に踏まえた早期の予算措置をお願いしたい。	経済産業省から、ハイパーステーションの運営経費の支援については、対応が困難であるとの見解が示され、指定自治体が了解していることから協議終了。なお、経済産業省での運営費以外に係る施策の検討が進んだ段階で、指定自治体に情報提供すること。	V
84	次世代自動車・スマートエネルギー特区	スマートホーム・コミュニティの普及	太陽光発電システム、水素燃料電池等を備え、地域で電気を共有し蓄電池としても活用するスマートホームが立ち並ぶ街区を整備し、街区内の住宅同士がエネルギーを共有し合うエネルギー的に災害に強い街づくりを推進する。	地域エネルギーマネジメントシステム構築に要する費用(監視・制御機器等)を対象に、上限額1億円の交付金の創設を求める。	-	-	-	-	国土交通省から、地域エネルギーマネジメントシステムの具体的な事業内容について指定自治体が再度検討すべきであるとの見解が示され、これについて指定自治体が了解していることから協議終了。指定自治体は具体的な事業内容の検討を進め、再度協議を行うものとする(次年度になる見込み)。	V
84	次世代自動車・スマートエネルギー特区	スマートホーム・コミュニティの普及	太陽光発電システム、水素燃料電池等を備え、地域で電気を共有し蓄電池としても活用するスマートホームが立ち並ぶ街区を整備し、街区内の住宅同士がエネルギーを共有し合うエネルギー的に災害に強い街づくりを推進する。	地域エネルギーマネジメントシステム構築に要する費用(監視・制御機器等)を対象に、上限額1億円の交付金の創設を求める。	-	-	-	-	経済産業省から、地域エネルギーマネジメントシステムの具体的な事業内容について指定自治体が再度検討すべきであるとの見解が示され、これについて指定自治体が了解していることから協議終了。指定自治体は具体的な事業内容の検討を進め、再度協議を行うものとする(次年度になる見込み)。	V